

青森県報

第四千五百七十四号

平成三十一年
三月八日
(金曜日)

目次

規則

- 青森県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則……………(医療業務課) ……一
- 青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則の一部を改正する規則……………(労政・能力開発課) ……二

告示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……三
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所支援事業の廃止の届出……………(同) ……三
- 保安林の指定施業要件の変更……………(林政課) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四

公告

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(情システム報) ……五
- 換地処分……………(農村整備課) ……五
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……五
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……六

規則

青森県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四号

青森県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

青森県保健師助産師看護師法施行細則(昭和四十二年八月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中 「青森県収入証紙」を 「青森県収入証紙」及び「本籍地」を
ちよう付」貼 付」

「本籍地」及び「(国籍)」

「3 准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことはありません。(あるときは、違反の事実及び年月日)」を

「3 准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことはありません。(あるときは、違反の事実及び年月日)」

4 出願後の本籍又は氏名の変更はありません。(あるときは、出願時の本籍又は氏名)

5 免許証に旧姓の併記を希望します。／希望しません。」

「2 次のいずれかの書類
(1) 戸籍謄本又は戸籍抄本」を

(2) 住民票の写し(住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項(中长期在留者及び特別永住者にあつては同法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限る。)

(3) 出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し

改め、同様式の注を次のように改める。」

注1 (国籍)は、日本の国籍を有しない者が記載すること。
 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

緑田の巻在中 「青森県収入証紙 貼付」 「本籍地」
 ちよう付

「本籍 (国籍)」

「2 戸籍謄本又は戸籍抄本」

「2 次のいずれかの書類

- (1) 戸籍謄本又は戸籍抄本
- (2) 中长期在留者及び特別永住者にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。)
- (3) 出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し

注1 回覧の法は、日本の国籍を有しない者が記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

緑田の巻在中 「本籍地」 「本籍 (国籍)」 「失そう宣言」 「失踪宣言」 「本籍」

回覧の法は、日本の国籍を有しない者が記載すること。

注1 (国籍)は、日本の国籍を有しない者が記載すること。

2 登録者が申請する場合は、1から4までを記載し、添付書類は1を提出すること。

3 死亡又は失踪の届出義務者が申請する場合は、1、2、4及び5を記載し、添付書類は1及び2を提出すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

緑田の巻在中 「青森県収入証紙 貼付」 「本籍地」
 ちよう付

「本籍 (国籍)」

「添付書類 損傷の場合は、損傷した免許証」

「添付書類 損傷の場合は、次の書類

- 1 損傷した免許証
- 2 次のいずれかの書類
 - (1) 戸籍謄本又は戸籍抄本
 - (2) 住民票の写し(住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項(中长期在留者及び特別永住者にあつては同法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。))

(3) 出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し

注1 回覧の法は、日本の国籍を有しない者が記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

緑田の巻在中 「本籍地」 「本籍 (国籍)」 「失そう宣言」 「失踪宣言」 「本籍」

注1 (国籍)は、日本の国籍を有しない者が記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

緑田の巻在中 「青森県収入証紙 貼付」 「本籍地」
 ちよう付

「本籍 (国籍)」

注1 (国籍)は、日本の国籍を有しない者が記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第七号様式及び第八号様式中 「本籍地」 「本籍 (国籍)」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業

訓練の基準等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五号

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則(平成二十五年三月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「三七〇時間」を「三九〇時間」に改め、同表第三号中「ハ 機械操作基本実習」を「ロ 工作基本実習」に改め、同表第七号中「三〇〇時間」を「三二〇時間」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に機械加工科、自動車整備科又はメカトロニクス科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対する普通課程の普通職業訓練については、なお従前の例によることができる。

告 示

青森県告示第百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十一年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人桜木会	むつ市中央二丁目一三の一五	就労定着支援	就労定着支援	就労定着支援事業所(ハートランドさくら)	むつ市赤川町一の一の二二	平成三・四・一

青森県告示第百四十号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。

平成三十一年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
特定非営利活動法人結	平川市原田村元一〇四	児童発達支援	児童発達支援	指定児童発達支援事業所に所かりんば	平川市原田村元一〇四	平成三・三・三

青森県告示第百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用

する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成三十一年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

むつ市川内町川代二二〇の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成三十一年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

むつ市川内町板家戸三一、一三四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成三十一年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

むつ市川内町高野川二一一の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十一年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
青森県情報資産管理システム機器等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成三十一年一月三十一日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社ビジネスサービス
青森市新町二丁目六の二九
- 六 落札金額
百二十六万円
- 七 落札者を決定した手続
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成三十年十二月十九日

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、地引地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成三十一年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十一年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
凍結防止剤散布車（二・五立方メートル級） 一台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成三十一年二月二十日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社青工
青森市新田三丁目一一の八
- 六 落札金額
二十七万五千元

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、取得物品に要求する性能等が満たされしていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成三十一年一月九日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 光建築

二 氏名 松橋光吉

三 主たる営業所の所在地 青森市大字安田字近野四五六の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一四五七二号

五 取消年月日 平成三十一年二月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭